

**長野県告示第212号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年9月30日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字鹿塙4102の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県長野建設事務所告示第5号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月30日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

## 1 (1) 道路の種類 県道

## (2) 路線名 飯山妙高高原線

## (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上水内郡信濃町大字古海字市川4462番の2地先から上水内郡信濃町大字古海字市川4460番の1地先まで	旧	m 3.7~6.0	km 0.0450
同上	新	m 5.4~9.1	km 0.0450

- 2 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 栃原北郷信濃線  
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上水内郡信濃町大字大井2742番の1704地先から上水内郡信濃町大字大井2742番の44地先まで	旧	m 4.5~6.7	km 0.1640
同上	新	m 7.0~7.4	km 0.1640

道路管理課

**長野県長野建設事務所告示第6号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月30日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

## 1 (1) 路線名 飯山妙高高原線

## (2) 供用を開始する区間

上水内郡信濃町大字古海字市川4462番の2地先から

上水内郡信濃町大字古海字市川4460番の1地先まで

## (3) 供用を開始する期日 令和元年9月30日

## 2 (1) 路線名 栃原北郷信濃線

## (2) 供用を開始する区間

上水内郡信濃町大字大井2742番の1704地先から

上水内郡信濃町大字大井2742番の44地先まで

## (3) 供用を開始する期日 令和元年9月30日

道路管理課

**長野県人事委員会告示第2号**

平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部を次のように改正し、令和元年9月30日以後に合格を発表する選考に係る記録情報から適用します。

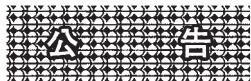
令和元年9月30日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

表の長野県警察行政職員採用試験（大学卒業程度）の項及び長野県警察行政職員採用試験（高校卒業程度）の項中「身体検査及び」を削り、同表の身体障がい者を対象とする長野県職員採用選考の項中「身体障がい者」を「障がい者」に、「身体検査及び資格検査」を「資格調査」に改め、同表の身体障がい者を対象とする長野県警察行政職員採用選考の項中「身体障がい者」を「障がい者」に、「長野県警察行政職員採用選考」を「長野県警察行政職員採用選考」に改め、同表の身体障がい者を対象とする長野県市町村立小中学校事務職員

採用選考の項中「身体障がい者」を「障がい者」に改める。

人事委員会事務局



## 公告

県営北長池地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和元年9月30日

長野県知事 阿部 守一

### 1 縦覧に供する書類

県営北長池地区土地改良事業計画書の写し

### 2 縦覧の期間

令和元年10月1日から令和元年10月30日まで

### 3 縦覧の場所

長野市役所

農地整備課

## 公告

県営千曲川沿岸松代地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和元年9月30日

長野県知事 阿部 守一

### 1 縦覧に供する書類

県営千曲川沿岸松代地区土地改良事業計画書の写し

### 2 縦覧の期間

令和元年10月1日から令和元年10月30日まで

### 3 縦覧の場所

長野市役所

農地整備課

## 公告

県営千曲川沿岸清野地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求することができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和元年9月30日

長野県知事 阿部 守一

### 1 縦覧に供する書類

県営千曲川沿岸清野地区土地改良事業計画書の写し

### 2 縦覧の期間

令和元年10月1日から令和元年10月30日まで

### 3 縦覧の場所

長野市役所

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年9月30日

長野県長野建設事務所長 下里 巍

### 1 許可番号

令和元年8月5日 長野県長野建設事務所指令元長建第44-9号

### 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字村山字土手内384-4

### 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字塩川1656-9

松井克明、松井佑歩

都市・まちづくり課

## 公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

令和元年9月30日